

社会福祉法人 豊川保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第八条、および第二一条の規定に基づき、社会福祉法人豊川保育園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、法人役員（理事、監事）と評議員、苦情対応第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 報酬は定款に定めがない場合、次の範囲で、以下の条文に合わせて支払う。

理事 年間 総額200万円を上限として

監事 年間 総額20万円を上限として

4 費用は、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

5 前項の報酬額の変更は、理事会で決定後、評議員会の決議による。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したとき（テレビ会議等での参加と決議省略による場合を含む）は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長等が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費は実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

5 交通費は実費とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務に当たる役員に対しては、**別表2**により、月額報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、**別表1**により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運

営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、**別表3**により報酬を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、**別表1**により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、**別表3**により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、**別表4**により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員で、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。ただし業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(支給日、支給方法)

第10条 役員等の出張旅費等以外の報酬及び費用は、原則としてその都度、現金で源泉所得税を引いた額を支払う。

2 理事長及び業務執行理事の業務報酬については、原則として法人の職員給与支給日と同日に支払う。本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード等(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年10月7日より適用する。

この規程は、令和3年6月27日より適用する